

## <学生向けFAQ>

### 1 奨学金制度の概要

- Q1-1 奨学金貸与は誰が受けられますか。
- Q1-2 大学6年卒又は4年卒で国試受験資格取得のための大学院生以外の一般的な大学院生は対象になりますか。
- Q1-3 4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、大学院において薬学の修士課程を卒業し、その後大学院に修学せず実務実習のみの年度でも奨学生の対象となりますか。
- Q1-4 奨学金の貸与は何年間受けられますか。
- Q1-5 奨学金の貸与額はどれくらいですか。
- Q1-6 どのようなときに返還免除となりますか。
- Q1-7 返還免除を受けるために、免許取得後従事する薬局は、指定薬局であればどこでもよいのですか。
- Q1-8 これから薬学部に進学するつもりですが、将来受けられますか(制度はいつまで続きますか)

### 2 エントリーシートの提出

- Q2-1 奨学金募集の提出(エントリーシートの提出)期間はいつまでですか。
- Q2-2 親が佐賀県内在住で私が福岡県の高校を卒業した場合は対象になりますか。
- Q2-3 県内高校出身ですが、親は転勤のため現在県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。
- Q2-4 県内高校出身ですが、親はずっと県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。
- Q2-5 エントリーシートを提出すると、連絡があるのですか。

### 3 エントリーシート提出後(指定薬局の選択、マッチングの選択)

- Q3-1 提出後は何をすればよいのですか。
- Q3-2 指定薬局の選択は、1つでないといけませんか。

### 4 マッチングセミナー

- Q4-1 マッチングとはどのようなことでしょうか。
- Q4-2 マッチングセミナーとは何をしますか。
- Q4-3 マッチングセミナーはいつどこで開催されますか。
- Q4-4 既に予定が入っているのですが、マッチングセミナーは必ず出席しなければならないですか。
- Q4-5 マッチングセミナーに欠席すると、希望の薬局から奨学金をもらうためには不利になりますか。

### 5 マッチングの成立

- Q5-1 マッチングが成立したことは、どういった形で連絡があるのですか。
- Q5-2 マッチング成立により、奨学金貸与が決まったことになるのですか。
- Q5-3 指定薬局からの推薦が予定数を超過した場合はどのようにして選定(内定)しますか。

- Q5-4 指定薬局からの推薦に順位がありますが、どのようにして推薦順位が決まるのでしょうか。
- Q5-5 マッチング成立後に、マッチング相手（薬剤師免許取得後、薬剤師として業務に従事する薬局）を変更することはできますか。

## **6 奨学金貸与に係る三者契約**

- Q6-1 大学からの推薦書は、誰に推薦してもらったらよいですか。
- Q6-2 成績証明書は何年分必要でしょうか。
- Q6-3 連帯保証人のうちの一人の3親等以内について、もう一人の親を立てることができますか。
- Q6-4 3親等以内で連帯保証人となる親族がない場合は、どうすればよいですか。
- Q6-5 親等の住民票について、現在、県外に在住していますが、その住民票で構いませんか。
- Q6-6 マッチングが成立していても、奨学金貸与の対象にならないことがあるのですか。
- Q6-7 抽選はどうやって行うのですか。また、貸与決定の抽選に外れた場合は、どうなりますか。
- Q6-8 他の奨学金との重複受給は認められますか。

## **7 奨学金貸与期間、薬剤師免許取得まで**

- Q7-1 6年次へ進級し、引き続き奨学金の貸与を受ける場合に、手続きはありますか。
- Q7-2 要領第6-2-1(1)のおって書きに「4年制薬学課程卒業で大学院に修学していない奨学生については、別途県薬に相談すること。」とありますが、2年目の手続きは具体的にはどうすればよいのでしょうか。
- Q7-3 6年次に進級できましたが、卒業延期となってしまいました。どうしたらよいのでしょうか。
- Q7-4 6年次へ進級できませんでした。奨学金貸与を続けられますか。
- Q7-5 最短年数で無事卒業できましたが、薬剤師国家試験に落ちてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。
- Q7-6 退学処分や停学処分を受けたときはどうなりますか。
- Q7-7 休学することになったのですが、どのような取扱いになりますか。
- Q7-8 やむを得ない理由による休学と認められましたが、1年未満で復学できませんでした。  
どのような取扱いになりますか。
- Q7-9 住所が変わりました。届け出は必要ですか。

## **8 卒業後、奨学金貸与の返還について**

- Q8-1 奨学金貸与期間の1.5倍相当期間を指定薬局の薬剤師として業務に従事した場合は返還を免除する  
ありますが、具体的にどういうことですか。
- Q8-2 奨学金貸与期間の1.5倍相当期間を指定薬局で勤務を開始し、又は満了した場合は届出が必要ですか。
- Q8-3 薬剤師としての免許申請は5月頃になるはずですが、それまで従事した間の分はカウントされないの  
でしょうか。
- Q8-4 1.5倍相当の期間中に指定薬局で従事しない時期が生じた場合はどうなるのですか。
- Q8-5 卒業後、事情により県外で就職しなければならなくなったときはどうしたらよいですか。

1 奨学金制度の概要	
<p><u>Q1-1</u> 奨学金貸与は誰が受けられますか。</p>	<p><u>A1-1</u> 次の薬学生等が対象となります。 ①大学の6年制薬学課程に進学した5年生又は6年生 ②平成18年度(2006年度)から平成29年度(2017年度)までに4年制大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、大学院において薬学の修士若しくは博士の課程を修学する者又は修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は2年の期間の者 ③薬剤師免許を取得している大学院生で卒業(第7-4-(1)-④の自主退学を含む。)年度の直近1年又は2年の期間の者 なお、①及び②は、奨学金貸与中は留年等がなく正規の修学の最短コースで薬剤師国家試験受験資格が得られる者でなければなりません。</p>
<p><u>Q1-2</u> 大学6年卒又は4年卒で国試受験資格取得のための大学院生以外の一般的な大学院生は、対象になりますか。</p>	<p><u>A1-2</u> A1-1に記載する対象者以外の大学院生は、対象になりません。すなわち、薬剤師免許を取得せずに単に大学院に就学している者は対象になりません。 ただし、A1-1-③のとおり薬剤師免許を取得している大学院生は、対象になります。</p>
<p><u>Q1-3</u> 4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、大学院において薬学の修士課程を卒業し、その後大学院に修学せず実務実習のみの年度でも奨学生の対象となりますか。</p>	<p><u>A1-3</u> 薬学の修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は2年の期間の者であれば、奨学生の対象となります。</p>
<p><u>Q1-4</u> 奨学金の貸与は何年間受けられますか。</p>	<p><u>A1-4</u> (1) 薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近の1年又は2年の期間です。 ①6年制薬学課程の場合は、5年生から6年生の2年(24か月)又は6年生の1年(12か月)の期間です。 ②4年制薬学課程卒業で薬学の修士・博士課程の大学院生若しくは修士課程を卒業した者の場合は、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は2年の期間です。 ③薬剤師免許を取得している大学院生は大学院卒業(自主退学を含む。)年度の直近の1年又は2年の期間です。 なお、①及び②は、奨学金貸与終了後1年半の間に薬剤師免許取得できなければ奨学金の返還が必要となりますので注意が必要です。</p>
<p><u>Q1-5</u> 奨学金の貸与額はどれくらいですか。</p>	<p><u>A1-5</u> 毎月10万円、1年間で計120万円です。</p>
<p><u>Q1-6</u> どのようなときに返還免除となりますか。</p>	<p><u>A1-6</u> 薬剤師免許取得後、一定期間(貸与期間の1.5倍)指定薬局で薬剤師として従事すると全額免除されます。 (例：2年間貸与の場合は3年間従事することが必要です。)</p>

<p><u>Q1-7</u> 返還免除を受けるために、免許取得後従事する薬局は、指定薬局であればどこでも良いのですか。</p>	<p><u>A1-7</u> いいえ、従事する薬局はあらかじめ指定薬局の中から選んで決めておかななくてはなりません。 その相手を決めるのがマッチングです。正式に奨学生となるためには、指定薬局と佐賀県薬剤師会との三者での契約が必要となります。</p>
<p><u>Q1-8</u> これから薬学部に進学するつもりですが、将来受けられますか（制度はいつまで続きますか）。</p>	<p><u>A1-8</u> この制度では、概ね40人程度の薬剤師を確保することを目的として、毎年概ね13人程度の薬学生等に奨学金を貸与することとしていますので、永久に続くものではありません。今のところ、令和2年度から4年度までの3年間の募集が対象となります。</p>
<p><b>2 エントリーシートの提出</b></p>	
<p><u>Q2-1</u> 奨学金募集の提出（エントリーシートの提出）期間はいつまでですか。</p>	<p><u>A2-1</u> 貸与開始対象の募集期間は、8月1日～1月31日までです。 なお、できる限りマッチングセミナー開催日までに提出していただくことが望ましいです。 また、1月31日までに定員に満たない場合は、追加募集することもあります。</p>
<p><u>Q2-2</u> 親が佐賀県内在住で私が福岡県の高校を卒業した場合は対象になりますか。</p>	<p><u>A2-2</u> 出身地等は県内・県外を問いませんので、県外出身者も応募できます。 ただし、親が県外在住の場合は、次のとおり選定順位が下がります。 要領第5-2 奨学生の選定（内定）（抜粋） (2) 奨学生の選定（内定）は、次の順に従って実施し、それぞれの段階で推薦者数が予定数を超える場合は、その都度抽選とする。 なお、抽選については、貸与希望薬学生等自身、親等又は薬局開設者のいずれかによる抽選とする。 ① 原則として、親等が県内に在住している者とする ただし、予定数を超える場合は、次の順に従って選定（内定）する ア 一つの指定薬局開設者当り1名 イ 一つの指定薬局当り1名 ウ イでも予定数に満たない場合は1つの指定薬局当り2人目 エ その後はウの3人目以降を順次繰り返す ② ①による奨学生の選定（内定）数が予定数に満たない場合は、①以外の者の中から①のただし書きの順に従って選定（内定）する</p>
<p><u>Q2-3</u> 県内高校出身ですが、親は転勤のため現在県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。</p>	<p><u>A2-3</u> 原則として対象になりますが、県薬剤師会内でエントリーシート提出後に審査を行い、決定します。 元々は県内在住であったことや、県外への転居となった理由を確認しますので、エントリーシートに加えて資料提出を求められます。</p>

<p><u>Q 2-4</u> 県内高校出身ですが、親はずっと県外在住です。奨学金貸与の対象になりませんか。</p>	<p><u>A 2-4</u> 対象となる者は、A 2-2に記載のとおり原則として「親等が県内に在住している者」がまず選定（内定）されます。その次に予定数に満たない場合に「親等が県外に在住している者」が選定（内定）対象となります。すなわち、佐賀県出身の方を主として対象としておりますので、ご家族が県内に全く住んでいなかった場合は予定数に満たない場合に対象となります。</p>
<p><u>Q 2-5</u> エントリーシートを提出すると連絡があるのですか。</p>	<p><u>A 2-5</u> エントリーシートに記載された内容が奨学生としての対象要件を満たしていない場合には連絡します。エントリーシート情報は各指定薬局に提供します。また、マッチングセミナー参加について、県薬剤師会から確認の連絡をします。</p>
<p><b>3 エントリーシート提出後（指定薬局の選択、マッチングの選択）</b></p>	
<p><u>Q 3-1</u> 提出後は何をすればよいのですか。</p>	<p><u>A 3-1</u> 薬剤師免許取得後、薬局薬剤師として業務に従事したい薬局の候補を「指定薬局等一覧」から探して、直接問い合わせをすることができます。また、マッチングセミナーにできる限り参加をしてください。</p>
<p><u>Q 3-2</u> 指定薬局の選択は、1つでないといけないのでしょうか。</p>	<p><u>A 3-2</u> マッチング（貸与希望学生等と指定薬局等との引き合わせ）が成立するまでは、複数の指定薬局と交渉することができますが、最終的には一つの指定薬局を決めなければなりません。なお、一つの薬局で複数の薬学生等も可能ですが、A 2-2のとおり選定（内定）順位が下がりますのでご注意ください。</p>
<p><b>4 マッチングセミナー</b></p>	
<p><u>Q 4-1</u> マッチングとはどのようなことでしょうか</p>	<p><u>A 4-1</u> この奨学金制度は、あなたが薬剤師国家試験に合格した後に就業する指定薬局等について、あなたとその指定薬局等との合意（契約）によって成立する制度です。その両者が直接会って、合意形成するためのステップがマッチングです。</p>
<p><u>Q 4-2</u> マッチングセミナーとは何ををするのですか</p>	<p><u>A 4-2</u> この制度に参加している各指定薬局の担当者に直接会って話を聞くことができますし、状況が整えば、マッチングセミナーの場で両者が合意形成することもできます。奨学金制度の詳細について相談もできます。</p>
<p><u>Q 4-3</u> マッチングセミナーはいつどこで開催されますか</p>	<p><u>A 4-3</u> 毎年、1 1月から1 2月の間に佐賀県薬剤師会館で開催する予定です。開催の日程につきましては、募集案内パンフレットや薬剤師会ホームページにご案内します。</p>

<p><u>Q4-4</u> 既に予定が入っているのですが、マッチングセミナーは必ず出席しなければならないのですか。</p>	<p><u>A4-4</u>、<u>A4-5</u> 必ず出席しなければならないものではありませんが、複数の指定薬局の担当者に直接会って話ができる貴重な機会ですので、参加することをおすすめします。</p>
<p><u>Q4-5</u> マッチングセミナーに欠席すると、希望の薬局から奨学金をもらうためには不利になりますか。</p>	<p>なお、マッチングセミナー後は、貸与希望学生と指定薬局等のマッチングが成立するまで随時、交渉することとなります。 まだマッチングが済んでいない指定薬局等の情報は、県薬剤師会にお問い合わせください。</p>
<p><b>5 マッチングの成立</b></p>	
<p><u>Q5-1</u> マッチングが成立したことは、こういった形で連絡があるのですか。</p>	<p><u>A5-1</u> マッチングが成立したら、指定薬局が県薬剤師会にあなたを奨学生としてふさわしい旨推薦することになっており、その際に、指定薬局から連絡があります。 また、佐賀県薬剤師会からも、あなたに直接、意向確認の連絡があります。</p>
<p><u>Q5-2</u> マッチング成立により、奨学金貸与が決まったことになるのですか。</p>	<p><u>A5-2</u> マッチングが成立しますと次の手順により選定（内定）されますので、正式に貸与決定がなされるまでは、決まったことになりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 2月末までに指定薬局から県薬剤師会に貸与希望薬学生等としての推薦</li> <li>② 推薦された貸与希望薬学生等を県薬剤師会に登録</li> <li>③ 2月末日の締め切りの後に奨学生として選定（内定） ※予定数を超える場合は、A2-2に記載している方法で選定</li> <li>④ 翌年度の4月末日までに薬剤師奨学金貸与申請書により申請</li> <li>⑤ 奨学金制度審査会で審査</li> <li>⑥ 審査後に最終決定</li> <li>⑦ 奨学金貸与者（奨学生）に決定通知</li> </ol>
<p><u>Q5-3</u> 指定薬局からの推薦が予定数を超過した場合はどのようにして選定（内定）しますか。</p>	<p><u>A5-3</u> 奨学生の選定（内定）方法は、A2-2に記載しているとおりです。</p>
<p><u>Q5-4</u> 指定薬局からの推薦に順位がありますが、どのようにして推薦順位が決まるのでしょうか。</p>	<p><u>A5-4</u> 指定薬局からの推薦人数が予定数を超える場合はA2-2の記載のとおり抽選となりますが、抽選の対象なるための順位を指定薬局開設者が決定します。 なお、推薦順位については師弟薬局開設者と話し合いをしてください。</p>
<p><u>Q5-5</u> マッチング成立後に、マッチング相手（薬剤師免許取得後、薬剤師として業務に従事する薬局）を変更することはできますか。</p>	<p><u>A5-5</u> 原則できません。</p>

<b>6 奨学金貸与に係る三者契約</b>	
<p><u>Q 6-1</u> 大学からの推薦書は、誰に推薦してもらったらよいですか。</p>	<p><u>A 6-1</u> 大学・大学院学長または薬学部長の推薦書を推奨しています。 それらが困難な場合は、指導教官でも構いません。 様式は任意ですが、佐賀県薬剤師会でも推薦書のひな型（実施要領別添のひな形を参照）を準備しています。</p>
<p><u>Q 6-2</u> 成績証明書は何年分必要でしょうか。</p>	<p><u>A 6-2</u> 6年制薬学課程の薬学生は、5年生から奨学金を受ける場合は1～4年生の成績証明書、6年生から受ける場合は1～5年生のものを提出してください。 4年制薬学課程を終了し、大学院に修学中の者は4年制薬学課程の全部及び大学院の前学年の分又は修士課程を卒業したものは4年制薬学課程及び大学院の全部の分を提出してください。 なお、前学年の成績証明書が間に合わない場合は、前々学年までのもので構いません。 また、薬剤師免許取得者は成績証明書は不要です。</p>
<p><u>Q 6-3</u> 連帯保証人のうちの一人の3親等以内について、もう一人の親を立てることができますか。</p>	<p><u>A 6-3</u> 両親二人が連帯保証人になることは好ましくありませんので、他の方（祖父母、叔父叔母）をお願いしてください。</p>
<p><u>Q 6-4</u> 3親等以内で連帯保証人となる親族がいない場合は、どうすればよいですか。</p>	<p><u>A 6-4</u> 3親等以外で確実に連帯保証をしていただける方について県薬剤師会に相談してください。</p>
<p><u>Q 6-5</u> 親等の住民票について、現在、県外に在住していますが、その住民票で構いませんか。</p>	<p><u>A 6-5</u> 親等が県外在住の場合、住民票は不要です。 ただし、県内に在住していたが、親が転勤等のため現在県外在住しているなどの場合は、住民票により元々県内在住であったことを確認しますので、住民票を提出してください。 なお、転居回数が多く住民票の記載では確認できない場合は、他の方法による確認を検討しますので県薬剤師会に相談してください。</p>
<p><u>Q 6-6</u> マッチングが成立していても、奨学金貸与の対象にならないことがあるのですか。</p>	<p><u>A 6-6</u> 申請後、奨学金貸与の適格者かどうかの審査を行います。 貸与適格者数が予定数を超過している場合は、A 2-2に記載しているとおり適格者の中から抽選により、貸与対象者を決定します。</p>
<p><u>Q 6-7</u> 抽選はどうやって行うのですか。 また、貸与決定の抽選に外れた場合は、どうなりますか。</p>	<p><u>A 6-7</u> 貸与希望薬学生自身、親等又は薬局開設者がお互いで話し合っ て抽選者を決めてもらい、いずれかが参加して抽選を行います。 抽選に外れた場合は、残念ながら貸与はありません。</p>

<p><u>Q 6-8</u> 他の奨学金との重複受給は認められますか。</p>	<p><u>A 6-8</u> 次の条件を満たしている場合は認められます。 ① 他の奨学金制度が重複受給を禁止していないこと。 ② 他の奨学金制度で卒業した後の就学先に制限がないこと。</p>
<p><b>7 奨学金貸与期間、薬剤師免許取得まで</b></p>	
<p><u>Q 7-1</u> 6年次へ進級し、引き続き奨学金の貸与を受ける場合に、手続きはありますか。</p>	<p><u>A 7-1</u> 薬剤師会へ在学証明書を提出していただき、6年次への進級確認を受けてください。 なお、提出された在学証明書に学年の記載がない場合は電話等で確認をさせていただきます。</p>
<p><u>Q 7-2</u> 要領第6-2-(1)のおって書きに「4年制薬学課程卒業者と大学院に修学していない奨学生については、別途県薬に相談すること。」とありますが、2年目の手続きは具体的にはどうすれば良いでしょうか。</p>	<p><u>A 7-2</u> 薬学の修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は2年の期間の者であれば奨学生の対象となり、この2年目の手続きは薬剤師国家試験の受験資格を得るために必要な内容及び最短のコースであることの説明を記載した書類の提出が必要です。</p>
<p><u>Q 7-3</u> 6年次に進級できましたが、卒業延期となりました。どうしたら良いでしょうか。</p>	<p><u>A 7-3</u> 奨学金は6年次の12か月分貸与で終了します。 卒業延期後の期間は奨学金貸与がありません。 奨学金貸与終了後の翌月（4月）から1年半を加える期間内（すなわち翌年度）の薬剤師国家試験に合格した場合、その後は通常卒業と同様の取扱いになりますが、合格できなかった場合は、奨学金を返還しなければなりません。 なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。（返還の最大期間：奨学金の貸与期間）</p>
<p><u>Q 7-4</u> 6年次へ進級できなかったのですが、どうしたら良いでしょうか。</p>	<p><u>A 7-4</u> 奨学金貸与は打ち切られます。 また、既に貸与を受けた分の奨学金を返還しなければなりません。 なお、返還にあたっては、最大12か月間の分割返還も可能です。</p>
<p><u>Q 7-5</u> 最短年数で無事卒業できましたが、薬剤師国家試験に落ちてしまいましたが、どうしたら良いでしょうか。</p>	<p><u>A 7-5</u> 最初の国家試験に落ちて、直ちに返還が求められるわけではなく、1年半の猶予がありますので、翌年度の薬剤師国家試験に合格した場合、その後は通常卒業と同様の取扱いになります。 ただし、翌年度に合格できなかった場合は、奨学金を返還しなければなりません。 なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。（返還の最大期間：奨学金の貸与期間）</p>
<p><u>Q 7-6</u> 退学処分や停学処分を受けたときはどうなりますか。</p>	<p><u>A 7-6</u> 奨学金貸与は打ち切られます。 奨学金を返還しなければなりません。 なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。 （返還の最大期間：奨学金の貸与期間）</p>



<p><u>Q7-7</u> 休学することになったのですが、どのような取扱いになりますか。</p>	<p><u>A7-7</u> 県薬剤師会で審査を行い、やむを得ない理由による休学と認められた場合は、奨学金の貸与を停止します。 貸与を停止し、休学期間が1年未満で復学した場合は、奨学金貸与を再開します。 認められなかった場合は、直ちに貸与が廃止され、これまで貸与を受けた奨学金は返還しなければなりません。 なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。 (返還の最大期間：奨学金の貸与期間)</p>
<p><u>Q7-8</u> やむを得ない理由による休学と認められましたが、1年未満で復学できませんでした。どのような取扱いになりますか。</p>	<p><u>A7-8</u> 貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。県薬剤師会が認めた場合に限り、返還の期日が猶予されます。 なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。 (返還の最大期間：奨学金の貸与期間)</p>
<p><u>Q7-9</u> 住所が変わりました。届け出は必要ですか。</p>	<p><u>A7-9</u> すみやかに届出書(変更等届)を提出してください。</p>
<p><b>8 卒業後、奨学金貸与の返還について</b></p>	
<p><u>Q8-1</u> 奨学金貸与期間の1.5倍相当の期間を指定薬局の薬剤師として業務に従事した場合は、返還を免除するとありますが、具体的にどのようなことですか。</p>	<p><u>A8-1</u> 奨学金を1年間受領した奨学生は1年半以上、2年間受領した奨学生は3年以上、指定薬局で従事することをいい、奨学金の全額を返還免除します。</p>
<p><u>Q8-2</u> 奨学金貸与期間の1.5倍相当期間を指定薬局で勤務を開始し、又は満了した場合は届出が必要ですか。</p>	<p><u>A8-2</u> 指定薬局に勤務を開始し、又は勤務を満了したときは届出書(勤務開始(満了)届出書)を提出してください。 なお、この届出書には、薬局開設者の記名・押印又は署名を貰ってください。</p>
<p><u>Q8-3</u> 薬剤師としての免許申請は5月頃になるはずですが、それまで従事した間の分はカウントされないのでしょうか。</p>	<p><u>A8-3</u> 国家試験合格後の4月を起点としますので、カウントされます。</p>
<p><u>Q8-4</u> 1.5倍相当の期間中に指定薬局で従事しない時期が生じた場合はどうなるのですか。</p>	<p><u>A8-4</u> 従事しない事態が生じた理由にもよりますので、従事している指定薬局又は県薬剤師会に直接相談してください。</p>
<p><u>Q8-5</u> 卒業後、事情により県外で就職しなければならなくなったときはどうしたらよいですか。</p>	<p><u>A8-5</u> 貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。 なお、返還にあたっては、分割での返還も可能です。 (返還の最大期間：奨学金の貸与期間)</p>

### 9 指定薬局

- Q 9-1 薬局開設者の指定申請は、毎年度申請が必要ですか。
- Q 9-2 薬局の指定申請は、毎年度できますか。
- Q 9-3 県外の薬局開設者でも指定申請ができますか。
- Q 9-4 指定を受けようとする薬局の管理薬剤師は、正会員でなければならないですか。
- Q 9-5 指定を受けようとする薬局の軒数の制限がありますか。
- Q 9-6 指定申請者は、「薬局における事業等取組状況報告書」を提出するようになっていますがどうしてですか。
- Q 9-7 「薬局における事業等取組状況報告書」は申請者が記載して申請するのですか。
- Q 9-8 薬局開設者の指定の選定順位はありますか。
- Q 9-9 指定薬局の応募の数に制限がありますか。
- Q 9-10 指定薬局開設者一覧表はどのように活用するのですか。

### 10 エントリーシートの活用及びマッチングセミナー

- Q 10-1 エントリーシートはどのように活用するのですか。
- Q 10-2 薬学生等への最初のアプローチはどうすれば良いですか。
- Q 10-3 マッチングセミナーはどのようなものですか。
- Q 10-4 マッチングセミナーは何回ぐらい、何処で開催しますか。
- Q 10-5 県薬は指定薬局開設者と薬学生等とのマッチングにどのように関与しますか。
- Q 10-6 マッチングセミナー開催時に薬局のパンフレットを薬学生等に配布して良いでしょうか。

### 11 指定薬局における薬学生への判断

- Q 11-1 指定薬局開設者は奨学生としての適格性判断はどのようにするのですか。
- Q 11-2 指定薬局開設者は奨学生として推薦を同一薬局で複数名の薬学生等を推薦できますか。
- Q 11-3 推薦順位はどのようにすればよいでしょうか。
- Q 11-4 複数の指定薬局（支店）で複数の薬学生等を推薦している場合の推薦順位はどのようにすればよいか。
- Q 11-5 奨学生として選定（内定）を受けた開設者又は指定薬局は、次の段階でも選定（内定）を受けることができますか。
- Q 11-6 「一つの指定薬局開設者当たり1名」又は「一つの指定薬局当たり1名」はどのように算定するのですか。
- Q 11-7 指定薬局開設者は奨学生として推薦はどのようにするのですか。
- Q 11-8 薬学生等の意向確認はどうするのですか。
- Q 11-9 奨学金貸与の決定はどのようにしてするのですか。

<b>9 指定薬局</b>	
<u>Q 9-1</u> 薬局開設者の指定申請は、毎年度申請が必要ですか。	<u>A 9-1</u> 毎年度申請が必要です。一度申請した同一薬局開設者でも申請できます。 ただし、1 奨学生が 2 年目のときは申請する必要はありません。
<u>Q 9-2</u> 薬局の指定申請は、毎年度できますか。	<u>A 9-2</u> 毎年度申請ができます。
<u>Q 9-3</u> 県外の薬局開設者でも指定申請ができますか。	<u>A 9-3</u> 指定を受けようとする県内の薬局の管理薬剤師が正会員であれば、県外の薬局開設者でも申請できます。
<u>Q 9-4</u> 指定を受けようとする薬局の管理薬剤師は、正会員でなければならないですか。	<u>A 9-4</u> この奨学金制度は、薬剤師会が実施する事業であることから指定薬局開設者又は奨学金決定薬局の管理薬剤師が県薬の正会員でなければなりません。
<u>Q 9-5</u> 指定を受けようとする薬局の軒数の制限がありますか。	<u>A 9-5</u> この奨学金制度は、できる限り会員の皆様に広くご利用いただきたいと計画しており、指定薬局として応募する薬局の軒数に制限はありません。 ただし、次のとおり奨学生が予定数を超える場合は優先順位が下がります。 要領第 5-2 奨学生の選定（内定）（抜粋） ② 奨学生の選定（内定）は、次の順に従って実施し、それぞれの段階で推薦者数が予定数を超える場合は、その都度抽選とする。 なお、抽選については、貸与希望薬学生等自身、親等又は薬局開設者のいずれかによる抽選とする。 ① 原則として、親等が県内に在住している者とする ただし、予定数を超える場合は、次の順に従って選定（内定）する ア 一つの指定薬局開設者当り 1 名 イ 一つの指定薬局当り 1 名 ウ イでも予定数に満たない場合は 1 つの指定薬局当り 2 人目 エ その後はウの 3 人目以降を順次繰り返す ② ①による奨学生の選定（内定）数が予定数に満たない場合は、①以外の者の中から①のただし書きの順に従って選定（内定）する
<u>Q 9-6</u> 指定申請者は、「薬局における事業等取組状況報告書」を提出するようになっていますがどうしてですか。	<u>A 9-6</u> 薬剤師の確保が地域医療体制の充実のために本当に必要であるのか、県の補助目的に沿っている薬局であるのかを「事業等取組状況報告書」を参考に判断します。
<u>Q 9-7</u> 「薬局における事業等取組状況報告書」は申請者が記載して申請するのですか。	<u>A 9-7</u> 「事業等取組状況報告書」は奨学金指定を受けようとする薬局について薬局開設者が記載するようになっています。 なお、「事業等取組状況報告書」に記載された内容については、審査会において薬局機能情報及び必要があれば現地調査などにより精度を高める予定です。

<p><u>Q 9-8</u> 薬局開設者の指定の選定順位はありますか。</p>	<p><u>A 9-8</u> この奨学金制度は、できる限り会員の皆様に広くご利用いただきたいと計画しています。 ただし、A 9-5に記載のとおり、奨学生が予定数を超える場合は選定（内定）順位が下がります。</p>
<p><u>Q 9-9</u> 指定薬局の応募の数に制限がありますか。</p>	<p><u>A 9-9</u> 指定を受けようとする薬局（支店）の数に制限はありません。 ただし、A 9-5に記載のとおり、奨学生が予定数を超える場合は選定（内定）順位が下がります。</p>
<p><u>Q 9-10</u> 指定薬局開設者一覧表はどのように活用するのですか。</p>	<p><u>A 9-10</u> 指定薬局開設者一覧表は、奨学金を希望する薬学生等に配布して、薬局開設者及び奨学金決定薬局の選定の参考にしてもらいます。</p>
<p><b>10エントリーシートの活用及びマッチングセミナー</b></p>	
<p><u>Q 10-1</u> エントリーシートはどのように活用するのですか。</p>	<p><u>A 10-1</u> エントリーシートは、奨学生としての要件に適合しているかどうかを審査します。 また、指定薬局開設者が薬学生等の選定の参考にしていただくための資料となります。</p>
<p><u>Q 10-2</u> 薬学生等への最初のアプローチはどうすれば良いですか。</p>	<p><u>A 10-2</u> 薬学生等からは指定薬局開設者へのアプローチはいつでもできますが、指定薬局開設者からのアプローチはマッチングセミナー開催後でなければこれをしてはなりません。 マッチングセミナー終了後はいつでも自由に学生にアプローチできます。</p>
<p><u>Q 10-3</u> マッチングセミナーはどのようなものですか。</p>	<p><u>A 10-3</u> マッチングセミナーでは、以下の内容の実施を計画しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金制度の説明</li> <li>・指定薬局開設者と薬学生等のマッチング（出会い）の場の設定による相互の面談等</li> <li>・奨学金に関する全体的な相談等</li> </ul>
<p><u>Q 10-4</u> マッチングセミナーは何回ぐらい、何処で開催しますか。</p>	<p><u>A 10-4</u> 年1回11～12月頃、佐賀県薬剤師会館で予定しています。 開催日時が決定しましたらお知らせします。</p>
<p><u>Q 10-5</u> 県薬は指定薬局開設者と薬学生等とのマッチングにどのように関与しますか。</p>	<p><u>A 10-5</u> 県薬は、指定薬局開設者と薬学生等の出会いの場としてマッチングセミナーの開催などを実施します。 また、指定薬局開設者と薬学生等のマッチングのために仲介、双方の思いや相談を受け、双方へ伝達するなどの関与を行います。</p>
<p><u>Q 10-6</u> マッチングセミナー開催時に薬局のパンフレットを薬学生等に配布して良いでしょうか。</p>	<p><u>A 10-6</u> マッチングセミナー開催時の配布資料として薬局の概要書（県薬が別途通知する様式）を配布してください。 また、その他に薬局独自のパンフ等も配布できます。</p>

<b>1 1 指定薬局における薬学生への判断</b>	
<p><b>Q 1 1 - 1</b> 指定薬局開設者は奨学生としての適格性判断はどのようにするのですか。</p>	<p><b>A 1 1 - 1</b> 指定薬局開設者は、エントリーシートを参考にしながら次の項目について本人に確認を取り、適格性の判断をします。 (判断項目) ・成績は優秀か（本人が同意すれば成績書を見せて貰うことも可） ・薬学生5・6年生であるか、又は大学院生（修士課程卒業者を含む。）で薬剤師国家試験受験資格取得年度の直近1年間又は2年間の者であるか。 ・親等が県内在住であるか ・卒業後薬剤師として県内の自社の薬局に勤務を希望するか ・連帯保証人（2名）はいるか なお、最終的には奨学金貸与契約書により確認します。</p>
<p><b>Q 1 1 - 2</b> 指定薬局開設者は奨学生として推薦を同一薬局で複数名の薬学生等を推薦できますか。</p>	<p><b>A 1 1 - 2</b> 貸与希望薬学生等の推薦の人数に制限がありませんので一つの指定薬局で複数名を推薦できます。 ただし、A 9 - 5に記載のとおり、選定（内定）の順位がありますので、薬学生等ごとに推薦順位を決めてください。</p>
<p><b>Q 1 1 - 3</b> 推薦順位はどのようにすればよいでしょうか。</p>	<p><b>A 1 1 - 3</b> 一つの開設者が複数の支店又は一つの薬局（支店）で複数の貸与希望薬学生等の推薦ができます。 指定薬局開設者は、推薦順位についてA 9 - 5の選定（内定）順位に留意しながら薬学生等と話し合いをし、推薦する全員の推薦順位を一連番号で決めてください。 なお、推薦順位は指定薬局と薬学生等のマッチング登録締切（2月末）後の選定（内定）で抽選がある場合は、その抽選前までに最終順位を決定してください。</p>
<p><b>Q 1 1 - 4</b> 複数の指定薬局（支店）で複数の薬学生等を推薦している場合の推薦順位はどのようにすればよいか。</p>	<p><b>A 1 1 - 4</b> 指定薬局の数や薬学生等の数にかかわらずA 9 - 5の選定方法に留意しながら一つの指定薬局開設者で一連番号を振ってください。</p>

<p><u>Q11-5</u> 奨学生として選定（内定）を受けた開設者又は指定薬局は、次の段階でも選定（内定）を受けることができますか？</p>	<p><u>A11-5</u> 奨学生としての選定（内定）の方法は、A9-5のとおりです。まず、「①県内出身者」の中から選定（内定）します。ただし、「①」で予定数を超える場合は、次の順に従って選定（内定）します。 「ア 一つの指定薬局開設者当り1名」を選定（内定）します。次に「ア」で予定数に満たない場合は、次の「イ 一つの指定薬局当り1名」を選定（内定）しますが、「ア 一つの指定薬局開設者当り1名」で選定（内定）を受けた指定薬局は、既に「イ 一つの指定薬局当り1名」の適用を受けていますので外れます。この時点ですべての「一つの指定薬局当り1名」の選定（内定）が終了となります。 次にそれでも予定数に満たない場合は、「ウ イでも予定数に満たない場合は一つの指定薬局当り2人目」を選定（内定）しますが、この場合は「ア」、「イ」で選定（内定）を受けた指定薬局もすべてが対象となります。 さらに3人目以降は繰り返しです。 次に「①県内出身者」で予定数に満たない場合は「②県外出身者」の中から選定（内定）しますが、予定数を超える場合は前記ただし書きと同様の方法で選定（内定）します。</p>
<p><u>Q11-6</u> 「一つの指定薬局開設者当り1名」又は「一つの指定薬局当り1名」はどのように算定するのですか。</p>	<p><u>A11-6</u> この員数の算定は、選定（内定）された県内及び県外出身者の合計となります。</p>
<p><u>Q11-7</u> 指定薬局開設者は奨学生として推薦はどのようにするのですか。</p>	<p><u>A11-7</u> 指定薬局開設者は、奨学生として推薦するときは電話又はFAXなどで県薬に連絡してください。</p>
<p><u>Q11-8</u> 薬学生等の意向確認はどうするのですか。</p>	<p><u>A11-8</u> 推薦の際、指定薬局開設者は推薦した旨学生に伝えなければなりません。県薬からも当該薬学生等に対して意向を確認することで、学生が安心し又は指定薬局からの推薦を否定することも考えられますので電話等で確認を行います。</p>
<p><u>Q11-9</u> 奨学金貸与の決定はどのようにしてするのか。</p>	<p><u>A11-9</u> 貸与希望薬学生の申請書に基づき奨学金審査会で審査を行い、適格者と判断された場合は奨学金の貸与を最終決定します。なお、適格者が予定者数を超える場合は、A9-5に記載のとおりの手順で選定（内定）します。なお、抽選については貸与希望薬学生等自身、親等・<del>親権者</del>又は薬局開設者のいずれかによる抽選を行います。</p>